

ご存知ですか？地震による電気火災を防ぐ感震ブレーカー！

富士宮市では、大規模地震発生時の通電火災を抑制し、市民の生命、財産を守ることを目的に、感震ブレーカーを設置する世帯に対し、その費用の一部を補助します。

感震ブレーカーとは

感震ブレーカーとは、大規模な地震が発生した際、ブレーカーを自動的に落として電気を遮断し、停電復旧時に発生する電気火災を防ぐ機器です。東日本大震災では、火災発生件数のうち、出火原因が特定されたものの約6割が電気関係によるものでした。

補助の内容

【補助の対象者】

- ・市内に住宅を所有し、または居住する人（ただし、賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者に限ります。）
- ・既存の分電盤を分電盤タイプ（内蔵型）に替える人または分電盤タイプ（後付型）を設置しようとする人。タイプの詳細は下記のとおりです。

分電盤タイプ（内蔵型）

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する。※既存の分電盤を替える場合に補助対象となります。



分電盤タイプ（後付型）

既存の分電盤の付近に感震装置を接続し、感震装置のセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する。



※日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）規格で定める構造・機能を有する感震ブレーカーが対象です。右記の認証マークが目印です。



【補助金の額】

- ・市内の電気工事業者が施工する感震ブレーカーの購入及び設置費用の3分の2以内で、上限額は2万5千円です。（1世帯につき1個限りの補助です。）

申請期間・申請方法

設置工事の前に申請してください。詳細につきましては、裏面「補助金申請の流れ」をご覧ください。

感震ブレーカー設置事業の補助金申請の流れ

手順1：工事業者に相談

- ・電気工事店に、感震ブレーカーの設置について（設置器具、設置場所、費用等）相談してください。

手順2：申請書類の提出

- ・申請書を作成し、見積書、施工前の写真、住宅の所有者等が確認できる書類を添付して危機管理局へ提出してください。

手順3：交付決定書の受取

- ・危機管理局から交付決定書が届きます。

手順4：工事の実施

- ・交付決定通知書が届いてから、工事業者に工事を依頼してください。

手順5：報告書類の提出

- ・工事完了後、速やかに実績報告書、領収書の写し、施工後の写真等の必要書類を危機管理局へ提出してください。

手順6：交付確定通知書の受取

- ・危機管理局から交付確定通知書が届きます。

手順7：請求書の提出

- ・交付確定通知書が届きましたら、速やかに請求書を提出してください。

手順8：補助金の振込

- ・ご指定いただいた口座へ、補助金を振込みます。（振込みには1か月程度かかります。）

【お問い合わせ・申請先】

富士宮市役所 危機管理局（庁舎地下1階）

住所：〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL：0544-22-1319

Email：bosai@city.fujinomiya.lg.jp